

申請頂かないと、

授業料の支払いが必要となります！

◆ 就学支援金確認票を、事務室に提出してください。

- ◇ 就学支援金が認定になれば、授業料の支払いが不要となります。(実際に就学支援金がお手元に支給される制度ではありません。)
- ◇ 就学支援金の審査は税額にて行いますが(計算式の詳細は3ページ目参照)、令和5年7月～令和6年6月分(新入生は令和6年4月～6月分)については令和5年度の税額(令和4年1月～12月分の所得に基づく)で行っており、令和6年7月～令和7年6月分については令和6年度の税額(令和5年1月～12月分の所得に基づく)で審査を行います。
- ◇ 令和6年7月からは審査の対象となる税額の年度が変わりますので、令和6年7月からの申請の意思について確認するため、改めて「**就学支援金確認票(オンライン申請用)**」を学校の事務室までご提出ください。

提出期限：○月○日(○)

※ 申請されない方でも、申請の意思を確認するため、必ず就学支援金確認票(オンライン申請用)を提出してください。

◆ 申請される方は、オンライン申請を行ってください。

- ◇ 令和6年7月からの申請を希望する場合、インターネットから高等学校等就学支援金オンライン申請システム(e-Shien)にログインし、申請を行ってください(オンライン申請の方法は、別添の資料を参照してください。)

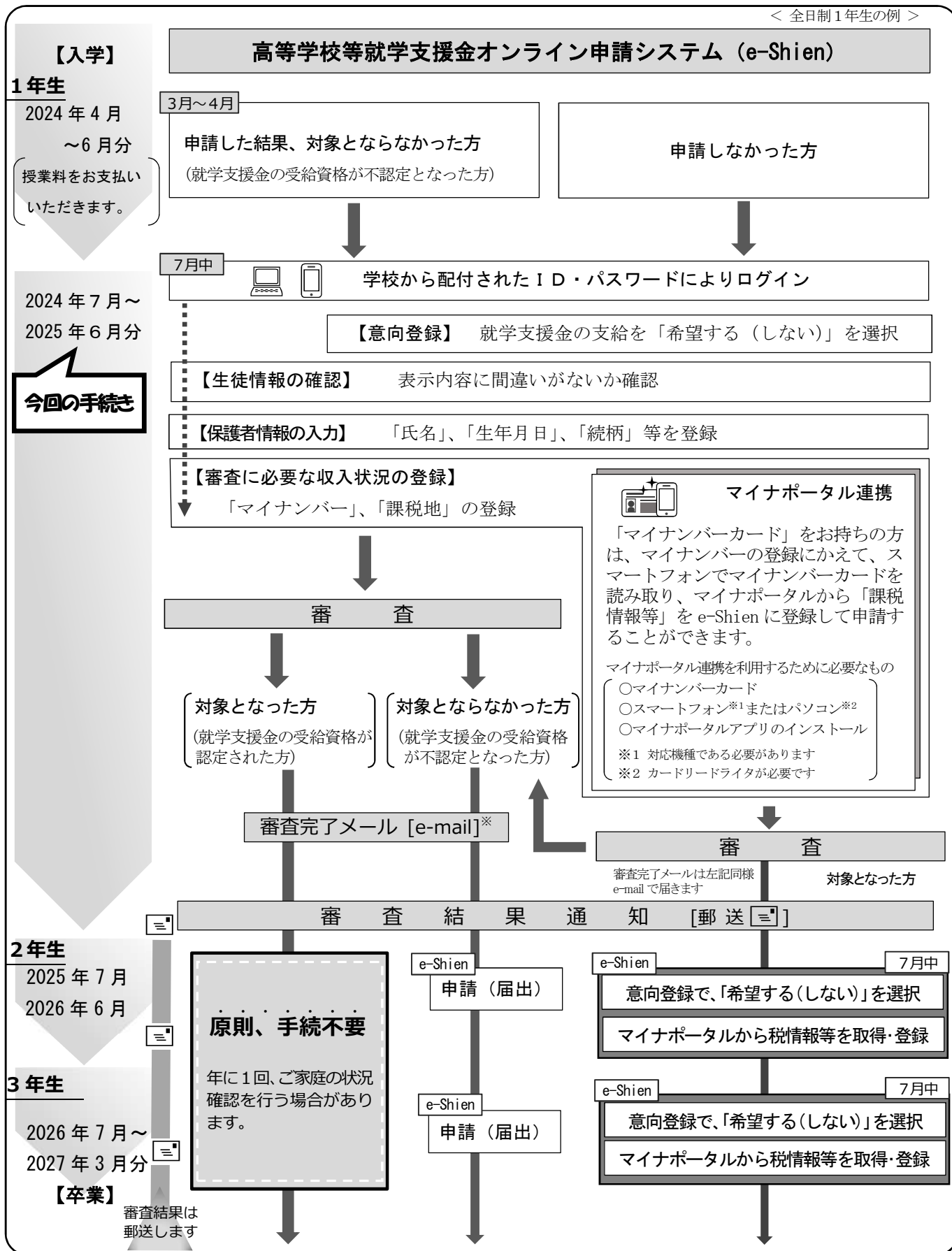
申請期間：○月○日(○)～○日(○)

- ◇ この申請期間以前は、e-Shinから申請が行えない場合があります。
- ◇ マイナポータルとの連携により申請される方は、マイナポータルに税額の情報が反映される7月1日以降に申請をしてください。
- ◇ ログインID及びパスワードは入学手続の際に配付したログインID通知書に記載されています。

※ 申請できない場合や、ID・パスワードがわからない場合、学校事務室までご連絡ください。

◆ 在学中の手続きの流れ

< 全日制1年生の例 >



※ 支給を希望していたが、意向登録で誤って「希望しない」を選択した場合は、学校へお問い合わせください。
 ※ 審査が完了したお知らせがe-Shienに登録したメールアドレスに届きます。審査結果はe-Shienにログインすることで確認することができます。また、詳しくは別途郵送する通知でご確認いただけます。
 ※ 申請した時点では申請受付完了メールは届きません。

◆ 就学支援金制度の対象となる年収目安は約 910 万円未満です。

※ 年収 910 万円というのは目安ですので、超えていても下記計算式により計算した結果が 30 万 4,200 円未満となり、就学支援金制度の対象となる場合もあります。
認定になるか不明でも、申請をすることは可能です。

◇ 次の計算式（保護者（親権者）全員）により計算した額が、『30 万 4,200 円（年収約 910 万円）以上』の世帯は授業料の支払いが必要です。

【計算式】市町村民税の課税標準額 × 6% - 市町村民税の調整控除の額

- ※ 政令指定都市の場合は、「調整控除の額」に 3/4 を乗じて計算
- ※ 就学支援金の支給を受けようとする生徒本人が早生まれであり、扶養控除の適用が他の同学年の生徒よりも 1 年遅くなる場合（令和 6 年 7 月～令和 7 年 6 月分については、平成 20 年 1 月 2 日～4 月 1 日生まれの生徒が対象）は、保護者等の課税標準額から 33 万円を控除した金額を用いて算定基準額を算出

保護者の課税標準額等は、マイナポータルで、「わたしの情報」から確認できます。
※ マイナンバーカードが必要です。

マイナポータルHP



上記計算式による算出額

30 万 4,200 円以上
30 万 4,200 円未満

申請しない
申請しない

申請/不認定

授業料負担

申請/認定

支払不要

※ 授業料の負担が必要な場合は、令和 6 年 8 月以降に高校からお知らせします。

◆ 高等学校等就学支援金の受給審査

- ◇ 7 月から翌年 6 月の 1 年間を審査対象期間とし、毎年 7 月に、当該年度の税額で審査します。
- ◇ 4 月に入学する新入生は、4 月～6 月（令和 5 年度の税額）と、7 月～翌年 6 月（令和 6 年度の税額）の 2 回、審査を行います。
- ◇ 登録されたマイナンバーを使って税額の確認ができない場合、学校から該当年度の課税証明書等の提出を求められます。提出していただかないと、就学支援金の審査ができず、授業料の支払いが発生します。

◆ よくあるお問い合わせ



Q1 マイナンバーカードを作っていません。申請出来ませんか？

A1 マイナンバーカードを作っていない場合でも、マイナンバーがわかっている場合は申請できます。マイナンバー（個人番号）は、いずれかで確認できます。
「個人番号カード（マイナンバーカード）」
「個人番号（マイナンバー）が記載された住民票」
「個人番号（マイナンバー）が記載された住民票記載事項証明書」



Q2 個人番号（マイナンバー）は何に利用されるの？

A2 審査に必要な、市町村民税の「課税標準額」及び「調整控除の額」を確認するために利用します。





Q3 審査で使われる課税額はいつのものなの？

A3 就学支援金は、毎年7月～翌年6月までの1年間を周期として審査します。7月～翌年6月までの審査を当該年度に確定した課税額で審査をすることになります。次表を参考にしてください。



令和5年度	令和6年度		令和7年度		令和8年度													
	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
	第1期授業料			第2期授業料			第1期授業料			第2期授業料			第1期授業料			第2期授業料		
令和5年7月～令和6年6月 (令和5年度課税額)				令和6年7月～令和7年6月 (令和6年度課税額)				令和7年7月～令和8年6月 (令和7年度課税額)				令和8年7月～令和9年3月 (令和8年度課税額)						
令和5年度課税額				令和6年度課税額				令和7年度課税額				令和8年度課税額				審査対象所得		
確定申告				確定申告				確定申告				確定申告						
令和6年1月～12月《所得》				令和7年1月～12月《所得》				令和8年1月～12月《所得》										



Q4 オンライン申請したいのですが、e-Shienの操作がうまくいきません。

A4 e-Shienにはチャットボット機能も備わっていますのでご活用ください。e-Shienログイン画面の、「チャットで質問をする」をクリックして質問してみてください。



Q5 オンライン申請しましたが、ちゃんと申請できているか確認できますか。

A5 e-Shienにログインし、認定状況の審査状況が「審査中」と表示されていたら、申請ができています。



Q6 オンライン申請以外の方法で申請できますか。

A6 申請用紙を使って申請することも可能です。ご希望の方は学校の事務室に申し出てください。



◆ 次の場合は学校の事務室に必ず連絡してください

- ◇ 保護者（親権者）に変更があった場合
 - ◇ 住所に変更がある場合
 - ◇ 収入の修正申告や税額の更正があった場合
- 別途、手続きが必要となります。

就学支援金確認票(オンライン申請用) お知らせ R6-C

(申請の有無に関わらず必ず提出してください。)

ふりがな
生徒氏名

生年月日

確認事項1

高等学校等就学支援金を申請しますか？

【下のどちらかの □ にレ印を入れてください。】



申請します。

(就学支援金の対象であれば、
授業料の負担はありません。)



申請しません。

(授業料をご負担いただきます。)

確認事項2

記入はここまでです。

この確認票を学校事務室に提出してください。

申請はオンラインで行います。

申請はいずれかの方法で行います

- ① 申請画面からマイナポータルにアクセスし審査に必要な税情報を取得・登録*
- ② マイナンバーを申請画面に入力

具体的な手続き方法については、別紙資料をご確認ください。


e-Shien のログインに必要なID及びパスワードは、入学手続き時等に配付したログインID通知書をご確認ください。ログインID通知書がお手元にない場合は、学校の事務室までご連絡ください。

オンラインでの申請が難しく、申請用紙を使つての申請を希望する場合は、この確認票を提出する際にその旨を学校の事務室まで申し出てください。

※ ①での申請の場合、マイナンバーカードを取得済みであることその他、対応スマートフォン(パソコンの場合はカードリーダー)、マイナポータルアプリのインストールが必要です。

※ ②で申請を行い、『認定』だった場合、次回以降の継続意向手続きを学校が代わって行うことに同意したものとみなします。

確認事項3

 就学支援金を申請する方のみ記載してください

【過去の在学歴について】

- 過去に別の高等学校等に在学していたことはない
- 過去に別の高等学校等に在学していた

学校名: _____

期間: _____ 年 月 日 ~ _____ 年 月 日

過去に別の高等学校等で就学支援金を受給していた方は、受給資格消滅通知をご提出ください。

申請される方は裏面にも確認事項があります

確認事項4

✎ オンラインにより就学支援金を申請する方のみ記載してください

就学支援金に関する審査のため、次の項目にご回答ください

【下の □ にレ印を入れ、必要に応じて回答欄に記載してください。】

【保護者等の状況について】

- 親権者が2名存在する(単身赴任中等の別居者も含む)
- 親権者が1名存在する(離婚や死別等)
- 親権者が存在せず、未成年後見人が選任されている
- 親権者及び未成年後見人が存在せず、他に生徒の生計を維持している者が存在する(人数: _____ 名 / その者との関係: _____)
- 上記どれも該当しない(生徒本人の収入で生活している等)

※ 原則、上記の者の所得により審査を行います。特別な事情があれば、下記の自由記入欄に記載してください。

例: 両親の片方にDVや養育放棄があり、就学に要する経費の負担を求めることが困難であるため、もう片方の所得のみでの審査を希望する

自由記入欄

【保護者等について】

(保護者1) (ふりがな)	氏名	生徒との続柄
生年月日		
日中連絡がとれる 電話番号		

(保護者2) (ふりがな)	氏名	生徒との続柄
生年月日		
日中連絡がとれる 電話番号		

令和6年1月1日時点の市区町村までの住所を記載してください。令和6年7月~令和7年6月分審査用

(保護者1)	都道 府県	市区 町村
<input checked="" type="checkbox"/> 日本国内に住所を有していない。		
<input checked="" type="checkbox"/> 生活扶助を受けている。		

(保護者2)	都道 府県	市区 町村
<input checked="" type="checkbox"/> 日本国内に住所を有していない。		
<input checked="" type="checkbox"/> 生活扶助を受けている。		

※ 令和6年1月1日に日本国内に住所を有していない場合は口にレ印をつけてください。

確認事項5

- ・ 就学支援金事務のためにオンライン申請画面に入力していただいた内容は、奨学給付金支給事務でも使用させていただきます。
- ・ 就学支援金事務により、奨学給付金の支給対象となる可能性がある世帯が判明した際は、学校からご連絡させていただく場合があります。(奨学給付金の詳細は「記載例」をご覧ください。)

記載例(表面)

学校受付日：令和 年 月 日

全員提出 お知らせ 80-C

就学支援金確認票(オンライン申請用)
(申請の有無に関わらず必ず提出してください。)

氏名 ほんごう **子太郎** 学年 せいねん **2008年5月10日**
生徒氏名 番号 生年月日

確認事項1

高等学校等就学支援金を申請しますか?
【下のどちらかの口 にレ印 を入れてください。】

申請します。
(就学支援金の対象であれば、授業料の負担はありません。)

申請しません。
(授業料をご負担いただきます。)

確認事項2

記入はここまでです。
この確認票を学校事務室に提出してください。

申請はオンラインで行います。

申請はいつでもの方法で行います
 ① 申請画面からマイナンバーにアクセスし、事前に必要な別紙(取扱)を準備
 ② マイナンバーを申請画面に入力

具体的な手続き方法については、別紙資料をご確認ください。
 e-Shien のログインに必要なID及びパスワードは、入学手続き時等に配付したログインID通知書をご確認ください。ログインID通知書がお手元ない場合は、学校の事務室までご連絡ください。

オンラインでの申請が難しく、申請用紙を使つての申請を希望する場合は、この確認票を提出する際にその旨を学校の事務室まで申し出てください。

※ ①での申請の場合、マイナンバーカードを取得済みであることその他、対応スマートフォン/パソコンの場合はカードリーダー、マイナンバーアプリのインストールが必要で、
 ※ ②で申請を行い、「認定」だった場合、次回以降の継続意向手続きを学校が代わりに行うこと
 に同意したとのごみをお願いします。

確認事項3

就学支援金を申請する方のみ記載してください

【過去の在学歴について】
 過去に別の高等学校等に在学していたことはない
 過去に別の高等学校等に在学していた

学校名: _____
 期間: _____年 月 日 ~ _____年 月 日

過去に別の高等学校等で就学支援金給付を受けている場合は、支給開始年度を記入してください。

確認事項1

について

- 税額がご不明な方や、基準額を超えているかもしれないが、**念のため申請したい方は、「申請します。」にレ印を入れてください。**

確認事項2

について

- 申請は原則オンラインで行いますが、申請用紙に必要な事項を記載し、必要な書類を添付の上、書面により申請することが可能です。書面による申請を希望する方は学校事務室まで申し出てください。

確認事項3

について

- 過去に別の高等学校等に在学していた場合、学校名及び在学期間を記入してください。
- 過去に別の高等学校等で就学支援金を受給していた方は、**受給資格消滅通知をご提出ください。**

申請される方は裏面にも確認事項があります

記載例(裏面)

確認事項4 オンラインにより就学支援金を申請する方のみ記載してください

就学支援金に関する審査のため、次の項目にご回答ください
【下の□にレ印を入れ、必要に応じて回答欄に記載してください。】

- 【保護者等の状況について】
- 親権者が2名存在する(単身社任中等の別居者も含む)
 - 親権者が1名存在する(離婚や死別等)
 - 親権者が存在せず、未成年後見人が選任されている
 - 親権者及び未成年後見人が存在せず、他に生徒の生計を維持している者が存在する(人数: 〇名 / その者との関係: 〇)
 - 上記どれも該当しない(生徒本人の収入で生活している等)
- ※ 原則、上記の者の所得により審査を行います。特別な事情があれば、下記の自由記入欄に記載してください。
例: 両親の片方にDVや養育放棄があり、就学に必要な経費の負担を求めることが困難であるため、もう片方の所得のみでの審査を希望する
- 自由記入欄

【保護者等について】

氏名	生保との続柄	氏名	生保との続柄
保護者1 (おと(姓) ほんごう ちやう)	番号 花子	保護者2 (おと(姓) ほんごう ちやう)	番号 母
生年月日 1974年7月2日	生年月日 1975年11月3日	生年月日 1975年11月3日	生年月日 1975年11月3日
日本連帯がとれる 電話番号 090-000-0000	日本連帯がとれる 電話番号 090-000-0000	日本連帯がとれる 電話番号 090-000-0000	日本連帯がとれる 電話番号 090-000-0000
住所 神奈川県 横浜 市 〇区 〇町 〇丁目	住所 神奈川県 横浜 市 〇区 〇町 〇丁目	住所 神奈川県 横浜 市 〇区 〇町 〇丁目	住所 神奈川県 横浜 市 〇区 〇町 〇丁目

令和6年1月1日時点の市区町村までの住所を記載してください。(令和6年7月～令和7年6月適用)

※ 令和6年1月1日に日本国内に住所を有していない場合は□に印をつけてください。

確認事項5

- ・ 就学支援金事務のためにオンライン申請画面に入力いただいた内容は、奨学給付金支給事務でも使用させていただきます。
- ・ 就学支援金事務により、奨学給付金の支給対象となる可能性がある世帯が判明した際は、学校からご連絡させていただく場合があります。(奨学給付金の詳細は「記載例」をご覧ください。)

確認事項4

について

- 就学支援金は、原則、親権者の所得により審査を行います。が、両親の片方にDVや養育放棄があり、就学支援金の経費の負担を求めることが困難である場合等は、もう片方の親の所得のみで審査を行うことが可能です。そのような場合は、自由記入欄に記載してください。

※ 虚偽の記載をし、就学支援金の支給をさせた場合は、不正利得の徴収や3年以下の懲役または100万円以下の罰金等に処される場合があります。

- 生活保護受給世帯の方は、「生活扶助を受けている。」に✓をしてください。

確認事項5

について

- 奨学給付金(神奈川県高校生等奨学給付金)とは？
生活保護受給世帯または住民税所得割非課税世帯(家計急変により非課税相当となった世帯を含む)を対象に、授業料以外の教育費負担を軽減するための給付金を支給する制度です。
＜奨学給付金(国公立)のホームページ＞
<http://www.pref.kanagawa.jp/docs/en7/cnt/f531013/>

- 奨学給付金の支給を受けるためには、別途申請が必要です。
- 申請には、生活保護受給証明書、個人番号(マイナンバー)がわかる書類または課税証明書等が必要です。

- 申請方法等は、学校から6月下旬までに別途ご案内します。
- 就学支援金の申請で個人番号(マイナンバー)がわかる書類を提出した場合、奨学給付金の申請で、個人番号(マイナンバー)がわかる書類を再度提出する必要はありません。

就学支援金を申請する方々へ

高等学校等就学支援金の手続には オンライン申請が便利です！



申請方法

インターネットから「高等学校等就学支援金オンライン申請システム」にアクセスし、申請をしてください。
URL <https://www.pref.kanagawa.jp/docs/en7/cnt/f533732/2022shinnyusei.html>

なお、申請は〇月〇日（〇）～〇日（〇）に
完了させてください。

※申請期日を過ぎると7月からの就学支援金が受給できなくなります。



申請はこちらから



申請手順

1

ログイン

学校から配布される
ID・パスワードを入力します。
※ID・パスワードがわからない場合、学
校の事務室にご連絡ください。

2

意向登録

支給を希望するかしらないかを選
択します。

3

生徒情報の 確認

学校で登録された情報から
変更がないか確認します。

4

保護者情報の 入力

審査対象の保護者を確認し、
氏名や生年月日等を入力します。

5

収入状況 の登録

審査に必要な課税情報やマイナンバー情報を登録します。
登録方法は、裏面をご覧ください。

6

提出

確認事項をチェックし、「提出」ボタンを押すと、申請完了です。
審査完了後は、支給可否を示す通知書が届きます。
※メールアドレスを登録した場合は、審査完了後にお知らせのメールも送信されます。



申請手順（5.収入状況の登録）

保護者等の収入状況は、次のいずれかの方法で登録します。

なお、Iの方法で申請を行い、エラーにより登録できなかった場合等は、IIの方法で申請を行ってください。

I 自己情報の提出（マイナポータルとの連携）

保護者等のマイナンバーカードを読み取り、マイナポータルから課税情報等を取得します。

マイナンバー情報を提出する必要はありません。

※ 審査結果を早く確定させることができますが、毎年7月に課税情報等をマイナポータルから再度取得する必要があります。

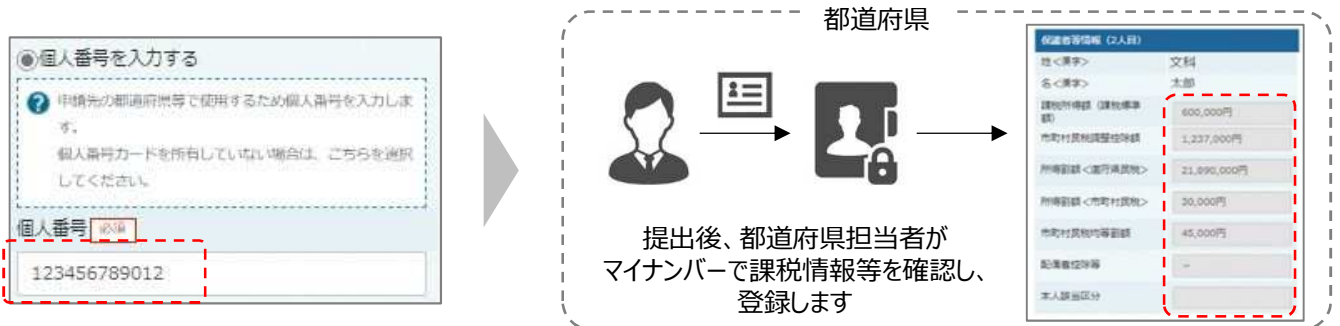


ボタンを押下します

II マイナンバーの入力

都道府県で課税情報等を確認するため、**保護者等の個人番号**を入力します。

※ 審査結果の確定に時間を要しますが、認定になっている限り、毎年7月の手続きを省略することが可能です。



留意事項

- ✓ 申請手順の詳細については、文部科学省HPに以下の資料を掲載しています。
 - 申請者向け利用マニュアル
 - よくあるFAQ
 - オンライン申請の説明動画
- ✓ 書面での申請を希望する場合は、学校へご連絡ください。



文部科学省HP

問合せ先 神奈川県立〇〇学校 事務室 電話 000-000-0000